# 建設業法施行規則 追補

平成 21 年 3 月

平成 20 年 3 月 24 日以降、以下の改正及び通知がございましたので、追補としてご案内申し上げます。

株式会社日本政策金融金庫法等の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令 平成二十年九月三十日 国土交通省令第80号

第一条 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十号の三中「商 工 組 合 金 融 公 庫信用金庫・信用協同組合 」を

「株式会社商工組合中央金庫

信用金庫・信用協同組合」に改め、

同様式記載要領1中、「国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、中小企業金融公庫、 庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行等」を「独立行政法人住宅金融支援機構、 株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等」に改める。

### 附則

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

### 建設業法施行規則の一部を改正する省令

平成二十年十月八日 国土交通省令第84号

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第五号」を「第七号」に改める。

第十三条の十中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

第十五条中「第二十五条の二十三」を「第二十五条の二十五」に改める。

第十七条の三を次のように改める。

### 第十七条の三 削除

第十八条中「法人は」の下に「、関西国際空港株式会社」を、「公共健康被害補償予防協会」の下に「、首都高速道路株式会社」を、「東京地 下鉄株式会社」の下に「、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者」を、「独立行政法人理化学研究所」の下に「、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社」を、「農林漁業団体職員共済組合」の下に「、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに」を加え、「並びに第十七条の三名号に掲げる法人」を削る。

第十九条の四第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第二十六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負つた建設業者(作成特定建設業者を除く。)にあつては第一号及び第二号に掲げるもの又はその写し、作成特定建設業者にあつては第一号から第三号までに掲げるもの又はその写しとする。

- 一 建設工事の施工上の必要に応じて作成し、又は発注者から受領した完成図 (建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。)
- 二 建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との 打合せ記録(請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。)
- 三 施丁体系図

第二十六条に次の一項を加える。

8 第五項各号に掲げる図書が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号の図書に代えることができる。

第二十七条第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第二十八条の見出しを「(帳簿及び図書の保存期間)」に改め、同条中「第二十六条第五項」を「第二十六条第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二十六条第五項に規定する図書(同条第八項の規定による記録が行われた 同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)の保存期間は、請け負つた建設工事 ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから十年間とする。

第二十九条中「第二十五条の二十五第二項」を「第二十五条の二十七第二項」 に改め、同条第四号中「第二十五条の二十三」を「第二十五条の二十五」に改める。 別記様式第一号を次のように改める。

## 建改集方可申請者

この中接着により、確認素の適可を申請します。 この中接着上び即行責備の影響等項は、等項に相違あり	( ) 表示人。		YH	* *
2.75544 2.75744 5.7 R	**			
行場で展記入権 大阪・・・ラ			84933	
* < * * □ □□□□□ ***	발문 # ( U) # [	nnnn'e	rall of	D=00=
(H				an i e s
			SEE/ REST	
* # * * #   0 3 *#   4	# [] ii			
	<b>東京サナ南京 35-48 タカ</b>			
E		1000000		1 -0
	חסססססססס	rimonoir	mm	1 2 45
# 5 2 / 2 # # 0 0 0 0 0				1
**XH**   07		ليلال		لاليال
代表を文は個人 日本 日本				
\$ * # # # B B D D D D		MALLER		
SECTION OF THE CONTROL	manne	turn		
a - kirini nemin	Name of Street	1		
##*####		ايالا		لللياك
البالبال				
* * * * 1 03 000-001	* # # +	000000		
2727×84		25/25/5/5	YOUR CHIEF	8
	TIT HERE IN	AXHRADE	(1: 8A 1: 8A	
	нивинентот:		F. 80.	
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	-			
PARTORS 10 11 VARA	-herr z. herr-hir	I L NEDT-R	CHRPS)	
*# n P			причал	
4 # 4 # +	MARKET IN TO THE	mmnň* :	rallella	DAÑO»
MARIPHANCO-THEMESE.		Hall-Hall-I	CILI LI	or total
MAX.				
287	A6	210		
27:27.589				

#### PANN

- 1 万米大學報報報 「別主党組大臣 Ary 1般 分事。 Ary 10 **日本古世界日本 数** については、不振のものを指すこと。 物學化
- 「中語者」の概は、この中語音により許可を中語する者(以下「中語者」という。」の他にこの中語書又は影響書類 作成した者がある場合には、中語者に加え、その者の高名も研究し、押印すること、この場合には、作成に集る委任状 お写しその他の作道等に係る権限を有することを証する書質を提付すること。
- 太朝の作内には犯人しないこと。
- 4 □□□□□で募組をれた時(出下「カタム」という。)に並んする場合は、1カサムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみださないとうに並んすること。数字を定入する場合は、何まは□□□□のように有限の下、また、文字を拡入する場合は、何まば□□□のように左右ので拡入すること。
- 3 [2] 「中語の区分」の観の「許可の有効展開の調整」の概は、この中語単により許可を中語する時に、数に許可を含 けている機能集の利用について許可の変数の申請を行い折可の有益規則の属了の月を同一とする場合は「1」を、しな い値合は「ミ」をカラムに記入すること。
- ※ 図刊「方式を受けようとする建設集」の報は、この申請額により方式を受けようとする検証業が一般検証業の場合は

「1」を、特定検査集の場合は「2」を、次の金の( )のに出るある解析のカラムに収入すること

土水工學等 (土)	网络迈奇工艺法 (第5	你的妹工事意 (他)
接集工事集 (後)	政技工事業(核)	电知道技工事業 [通]
大工工事業 (大)	林葉工事業(10)	造第二等業(資)
紅草工事業 [8]	しゆんせつじ事業(しの)	- 古く世工事業 (計)
とび・土工工事業(と)	福金工事業(経)	<b>総共工事業(表)</b>
在工事業(4)	ガラス三草葉 (ガ)	水理施設工業業 (水)
単位工事業 (級)	他協工英英(他)	市民施設工事業 (四)
電気工事業 (税)	前水工事業(前)	情報論位工事第 (例)
甘工年票 (世)	内装仕上工半第(内)	
タイル・おんが・プロフタ工事業 (タ)	機械協力改算工事等 (機)	

- 7 図 図 (中国的において国に許可を受けている情報業)の報は、この中国第により許可を申請する際に既に許可を受け ている建設業があればらと同じ要様で記入すること。
- なお、実験の申請の場合は、回回「許可を集けようとする課職業」の構造口回回(申請時において選に許可を受け ている建設集」の機の何万に記入すること。
- 第 図 図 使う文化を取らてきます。の側は、カチカナで収入し、その数、備き工はで構造を向すますについては、例えば何又は200ように1次アとして扱うこと。
- 企制、原式会社等集人の機能を基す支字については、プリガアは犯人しないこと。② 「丁 (原を支は必称」の機能、並人の機能をます支字については次の表の基準を得いること。

- 120	ILL.	280.	7.2	5.580	ov	ш.	12.5	۰
196	TR	160	87	(A)	w	80	П.	
1.00	ъĸ	m	ы	n	m	m	ы.	
	EE.	36	æ		PC:	ВЦ		
	_	_	_	_	_		_	

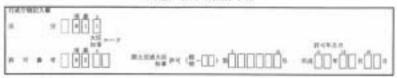
ĸ	- 81	- 第一号
传送	金柱	(8)
FENT	TROUT	(41)
0.4	食柱	(8.)
÷ 8	会社	(食)
<b>空</b> 網	승선.	(4)
H 25	私介	(30)
11.3	和台	CME3
0.8	ALC: O	681

- は平備学を菓子文字については、何えは何又は一のように1大字として扱うこと。
- 11 回 (代表者又可慎人の氏名) の優は、中間者が佐人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の志多を、 それぞれ終と考の際に1カラム位けて記入すること。また、「天松人の名名」の確認、単語者が導入の場合において、五 和人があるとまけ、その者の氏名を収載すること。
- 12 [1] 「主たる資本所の所在他の区内では、の様は、都定収表の単分権行けのコーテデック (総表明報「会保証力 公共団体カーデルにより、生力を保養所の紹介するの質を何の確当するコードを記入すること。
  - 「被連用機能」及び「前回形形性」には、それぞれまたる企業所の紹介する報道前機能及び可以可能をを記載するこ
- た。 ロ [[][[][|1上たる質集所の所託地] の確は、13により収入したの区刊村コードによって資金れる市区刊刊に続く町地。第 ※有可及が在日本分号を、「TE」、「表」具は「号」につかては一 (ハイコン) を用いて、無えば優別 諸国 日 国 日
- 在人にあつて行出着研想を犯人し、中族ぞが引入の場合には犯人しないこと。
- 14 国際「押水島との投会」の構造がに国際「自然水番号」及び「自然内室方台」の構は、契合計可を支付すいる行業 行品共の行動でに対し組織に許引を申請する場合にのみ記入すること。
  - $(4) B (\theta \theta \theta_1) = \theta \alpha \frac{1}{80} (\alpha 1) \text{ solution}, \ B (0) B ($
- するコードを試入すること。 また、「田野可養年」及び「田野可辛月日」の職は、終末は防御 田田 田田文は田田田田田のもうに、ラテム に数字を記入するに当たって音なのボタムに「0」を記入すること。
- なお、協定では上の検証者の許可を受けている場合で許可り方にお確定あるときは、そのうち募も古いものについて 但人すること。
- 12 「連絡先」の機は、この申請者又は副行業額を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に必要できる者の志思。 報望連号等を影響すること。

# 我用の一覧表

				KA. BHS. BIT	CHILLINGERY	Sel univer		
X.	- 6	9.	4.	京和・お茶物の別	鱼年月日		4	r.
				-				
		-						
				_				
				_				
				_				
				-	_	_		
	_			_				
	_							
					_			
						-		

## 对重折一整表 (新超許可等)



210000	274+	
	<u>ڒڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞڞ</u>	0.0072127
E 2		1, 10

(組合支票業的)	
GEORGE GEORGE GEORGE GEORGE	
# - # # # Q 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
	0000
##*** U UU ÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖÖ	00
	TT 15. ME.

1	BESTREE
3	#注意を表現的   10 0000 manes
*	* * * * 100 600 - 6000

#### EAST

- 1 太真の仲内には形入しないこと。
- 立 □□□□□で表所された枠(以下「カラム」上いう。)に並入する場合は、1カラムに1支字ずつ丁室に、かつ、カラムからはみほさないように行動めで起入すること。
- 3 国団及び国国「党業しようとする確認業」の様は、党業しようとする確認業が一般確認業の場合は「1」を、特定確認業の場合は「2」を、次の表の「1」内に出された取引のカテムに記入すること。

土水工事業(土)	網構造物工事業 (額)	想起除工事業 (統)
維集工事業(線)	務据工事業 (版)	電気通信工事業(通)
大工工事業 (大)	得額工事業 ((A)	造調工事業(業)
左官工事業(な)	しゆんせつ工事業(しゅ)	さくお工事集 (非)
とび・土工工事業(と)	報金工事業 (報)	建高工事業(高)
有工事業(在)	ガラス工事業 (ガ)	水温施設工事業 (水)
<b>除植工事業 (級)</b>	奈装工事業 (会)	到的知识工事第 (四)
電気工事業(報)	粉水工苹果 (約)	<b>荷州施設工事業 (物)</b>
智工事業(管)	内装化上工事業 (内)	0.0000000000000000000000000000000000000
タイル・九んが・プロツクエ事業 (タ)	機構和共容質工事業(機)	and the second second second

「変更的」の確は、親に安集している施設集がある場合は同様の要額により犯人すること。

- 4 区間(現在を背景所の所在地内区町村コード)の機は、都道利品の思り操作けのコードブック(細胞背架)全面地方 公共団体コード川によう、現在を登集所の所在する市区町村の銀目するコードを記入すること。
  - 「棚屋有条名」及び「市区町村名」には、それぞれ位たる営業所の否定する標準有品及び市区町村名を記載するこ
- た。
  5 回 9「成たる背景所の所在地」の様は、4により記入した市田町村コードによって副される市田町村に植く町名、毎 京新寺県は利用書書等を、「丁芹」、「唐」及び「井」については一 (ハイフン) を用いて、何えば園 回 回 回 回 □ □

## 別記様式第三号及び別記様式第四号を次のように改める。

模式第三号(第二条领保)

(MMA-4)

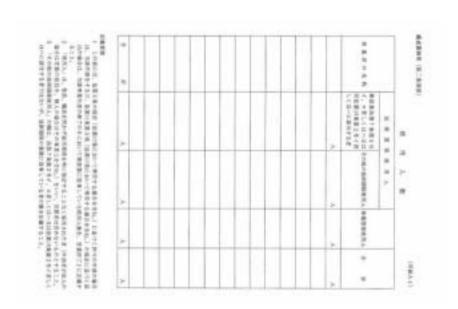
## 直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込+核批/単位:千円)

			1.0	作文者	非可に	係る種数工具	事の施工会額		土の他の様		-
-3				000.0	工事	工事	工事	工事	設工客の第 工金額	tî*	21
16	M			天 公 共							
华成	4	Л	800	38 35 36							
平成	46	н	HET	y 10							
TAL	- 10		11 11 12	27							
第	Ħ			足 会 共							
早級	4	я	11416	测线照							
學級	-	л	HET	下 請							
		177		21:							
M	m			元公用							
平成	*	н	114-5	請民幣							
PAE.	10	H	日本で	下 課							
				21:							
Mi.	×			元公共							
中域	4	Л	HPP	新民間							
平成	44.	Л	日本で	Y 28		_					_
	-			81			_				
Ti .	-			元 公 共							
半減	+	M	日から	10 10 10							
THE.	4	11	日本で	F B							
	_	Oth	200-200	27							
m	R			灵 公 去							
平成	4	Я	11 20-45	排风期							
平成	4	21	HET	7 W							
743				- 22							

### 紅葉形態

- 1 この景には、早請又は毎出をする日の書前日年の各事業年度に完成した練設工事の課会代金の報を記載すること。
- ま 「視込・模様」については、銀号するものに丸を付すこと。
- 3 「許可に係る確認工事の高工金額」の機は、許可に係る規設工事の種類ごとに反分して記載し、「その他の確認工事の施工金額」の模は、許可を受けていない確認工事について記載すること。
- 4 別載すべき金額は、平円単校をもつて表示すること。
  - ただし、会社協(学成17年品神第64名)第3条第6号に規定する大会社にあつては、自27円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位: 千円)」とあるのは「(単位: 西27円)」として記載すること。
- 5 「公舎」の様は、個、地方公共団体、他人相談(総称40年出情第34号)別直第一に掲げる公共協人(地方公共団体を結べ、)及び第13条に規定する協人が分支者である施設又はこれ地に関する建設工事の合計機を記載すること。
- 月 「許可に係る課款工事の施工会報」に記載する情報工事の機関が5重視以上にかたるため、月帳が立枚以上になる場合は、「その他の機能工事の施工金額」及び「合計」の機は、最終ページにのみ記載すること。
- 7 当球工事に係る実験が無い場合においては、機に「ロ」と記載すること。



別記様式第六号及び別記様式第七号を次のように改める。



ECRES (RIARS)	DE CO
报行录	務の管理責任者証明書
(1) TENER, IMBER 8 8 4 5	こ。他のとおり親国基別の管理者なるとしての根拠を有することを証明します。
級 新 平 数	* *** * *
	** * *
	x11
(3) アセル条件、肝性を指令 (本本 人) で検査 (本 人 代 人)	$\mathbf{x} \in \mathbb{R}^{d} \times \mathbb{R}^{d} = \{ \begin{pmatrix} d \\ d \end{pmatrix} \} \in \mathbb{R}^{d} \times \mathbb{R}^{d}$
CARTALA CARTALA	***
******	EX 1. HERBOTERNSONS 4. HERBOTERNSONS
5 5 5 7 7 7 <u>14 4 4 8</u>	
P 4 0 4 1 10 11 SERRY	\$ me (\$-00) m(000000) + ma(00 m) 0 m(00)
0 DMB-RES-MERROESECTORS-MES RE07937   10	SWITHEIL RIVER, ART, MOM
* 70	A = A = [ ] = [ A ] = E
OTC X HI	

#### 2140 9750

- 1 この証明書は、報知明者1人について証明者包に有成すること。
- 2 (1)の証明者は、核証明者に使用者がいる場合にはその使用者(加入の場合は当該加入の代表者、核入の場合は当 複額人)とすること。また、証明者が確認業者である場合には、当復確認業者に係る許可書等、許可年月日及び許可を 受けた確認業の機器を「保有」の機に記載すること。

ただし、これらの者の証明を終ることができない正古な理由がある場合には、「健考」の様にその理点を記載して、 この証明者に記載された事実を図し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏系 及び収載を記載すること。

なお、既に最出した起明書の記憶内容と同一の内容を証明しようとするとまは、説明者の確の記載を省略することが できる。

- 4 □□□□□で表示された件(以下「カラム」という。)に収入する場合は、1カラムと1支字子つ下単に、かつ、ま ラムからはみ出さないように収入すること。
- 五 [] [7] 「申請又は施出の区分」の機は、次の分類に従い、該当する数すをカテムに加入すること。
  - 「1。単議」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて終党業務の管理責任者としての説明を 行り報告
  - (2. 変更) ・・・・・・ 携在証明されている経営業務の管理責任者に変更があった場合
  - 73、耕営業務の管理責任者の追加:・・ 技行証明されている経営業務の管理責任者に加えて新たな者を接貨業務の管理責任者として証明する場合。
  - 「4. 研営業務の管理責任者の変数等」・ 研究業務の管理責任者について、現在担担されている者のままとする 場合

また。「1、新規」、「1、報貨業務の管理責任者の追加」又は「4、認営業務の管理責任者の更新等」に該当する 場合はの【朝後・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の機に記入し、「2、変 更」に該当する場合はの【新後・変変後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の機及び応 【変更前】の機の内力に記入すること。

- 6 「変更又は連加の年月日」の機は、市により[1][7]の「申請又は雇出の収分」の機に「2」又は「3」を配入した場合に、変更又は連加をした年月日を記載すること。
- 7 ① 国「野可番号」及び「野可等月回」の機は、5により① (予め「日請交は原出の収分」の機に「よ」。「2」又は「4」を記入した場合に、申請又は疑問時に受けている許可について記入すること。

「野可義号」の構め「大阪コード」の構は、場合許可を受けている行動庁について創造(一)の分類に従い、譲当するコードを記入すること。

なお、現在当日上の様指案の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて 記入すること。

- 国際(基本のアラガナ)の構は、カタカテで最初からま立すだけをカラムに記入すること。その数、属言文は平積を を表す文字については、何えば何文は行のように1立すとして扱うこと。
- 9 図 及び図 ② 「成本」の様は、教と名の間に1カラムなけて、核えば風 蒙 □ 因 回 □ □のように知知めて太平 をカラムに応入すること。

また。「生年月1」の確は、「元号」のカラムに乗号を記入するとともに、何人は回 [[月回 []日のように、カラムに数字を記入するに当たって空間のカラムに「0」を記入すること。

別記様式第八号(1)中「法第7条第2号法第15条第2号」を「建設業法第7条第2号建設業法第15条第2号」に、

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」を

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」に改め、

同様式記載要領1中「の」を削り、同様式記載要領2中「法第7条第2号法第15条第2号」を「建設業法第7条第2号建設業法第15条第2号」に改め、

同様式記載要領5中「建設業法施行規則」を削り、同様式記載要領7中「別表の「営業所」の欄の」を「別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」の」に、「に記載」を「の欄に記入」に改め、同様式記載要領8中「建設業法施行規則」を削り、同様式記載要領10中「記入」を「記載」に改める。

別記様式第八号(2)中「法第7条第2号法第15条第2号」を「建設業法第7条第2号建設業法第15条第2号」に、

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」を

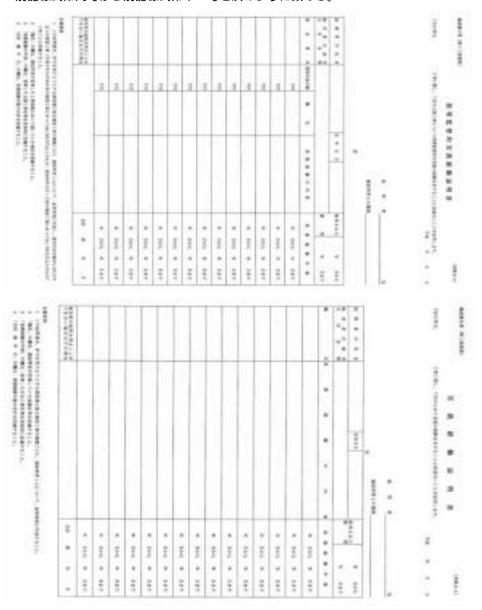
「地方整備局長

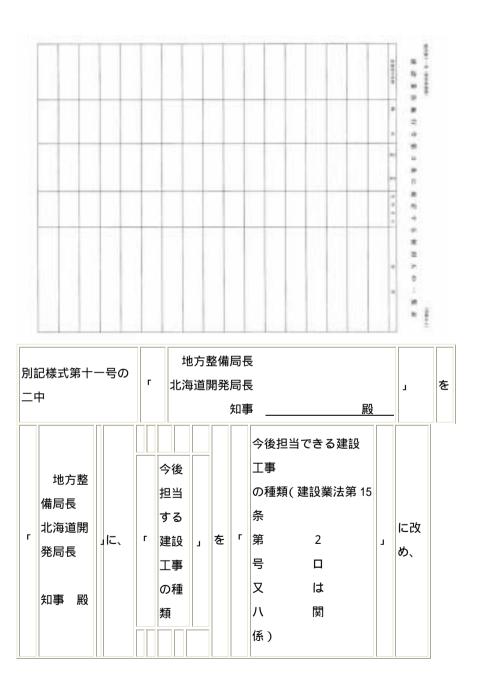
北海道開発局長

知事 殿」に改め、

同様式記載要領2中「法第7条第2号法第15条第2号」を「建設業法第7条第2号建設業法第15条第2号」に改め、同様式記載要領3中「別表の「営業所」の欄の」を「別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の」に改め、同様式記載要領4中「建設業法施行規則」を削り、「記載」を「記入」に改める。

## 別記様式第九号から別記様式第十一号を次のように改める。





同様式記載要領 1中「の 」を削り、同様式記載要領5中「建設業法施行規則」を削り、同様式記載要領7中「今後担当する建設工事の種類」を「今後担当できる建設工事の種類(建設業法第15条第2号ロ又は八関係)」に改め、「の 」を削り、同様式記載要領8中「建設業法施行規則」を削る。

別記様式第十三号中「今第3条」を「建設業法施行令第3条」に改める。

別記様式第十七号の二記載要領3中「もって」を「もつて」に、「あって」を「あつて」に改め、同様式記載要領6中「あたって」を「当たつて」に、「従って」を「従つて」に改め、同様式記載要領6注1中「わたって」を「わたって」に改め、同様式記載要領6注2(5)中「当たって」を「当たつて」に改め、同様式記載要領6注7中「伴って」を「伴つて」に、「行って」を「行って」に改め、同様式記載要領6注8中「会社計算規則」の次に「(平成18年法務省令第13号)」を加える。

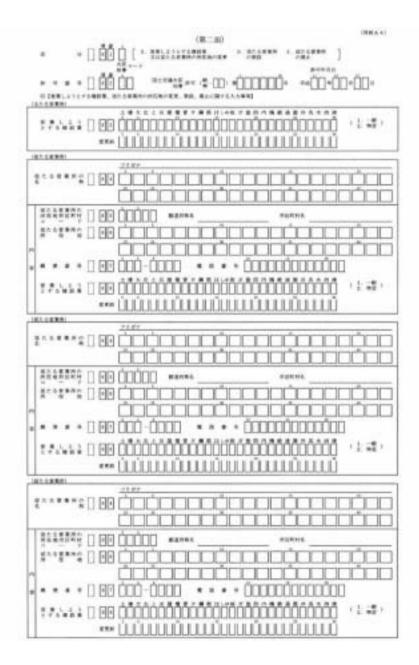
別記様式第十七号の三記載要領第2の4中「関係会社貸付明細表」を「関係会社貸付金明細表」に改め、同様式記載要領第2の4(2)中「その他の関連会社」を「その他の関係会社」に改める。

# 別記様式第二十号を次のように改める。

## # # # # # # # # # # # # # # # # # #		316	*****		APIATER	
	and the second second second					
	2 2 2 2 2 2					
		1.0		* * *		

# 別記様式第二十二号の二を次のように改める。

<b>WAR</b> CHCHOC (MAG. MAGNE	# #	M III M		(MMA.4)
TECHNOLOGY COMPANIES CONTRACTOR C	SECURE OFFICE OF		SE CHITEENS	COTHULLET.
######################################		*** 00: *^nnnnn	**************************************	A A B
6 H * 0 E	E #	* * * *	ERYAH	и 4
ARREST DODGE	MARTINANA, 150 MARTINANA, 150 MARTINANA EXILER, MARTINANA	受電子の可比率、数本金額等 入工等項) かき種に向ける事 (本、工たる資本がの形式等。	不変更に関する人力等項 地に作る場合には、自由す 集み合数等の変更に関する	X出版二面内の TM版 た動にも変更達される 人力学科
*****		<u> PAHAL</u>		Ť C
SEESURA THE T				
\$2824   100				
ALLEGE DE DE	TIT Manne		tores.	
#==#### 0 00	TOOL	ĎDDDL	المال	Ď
		المحاصات	المحاصات	
* * * *	-0000 **		000000000	
2 m = 2 m = 0 000	111111111111111111111111111111111111111			
MAN MAN			EURY	
7727588				



#### STATISTICS.

- 1 111 から (7) までの事項については、誰当するものの意名を口で図むこと。
- 2 「届出者」の優は、この変更請出無により総目をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、周出者に加え、その者の気もも併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任例の写しその他の作成等に係る確認を有することを証する首組を紹介すること。
  - 4 □□□□□で表示された中(は下「カラム」という。) に記入する場合は、1カラムに1支中でつて申に、かつ。 カラムからはみ出さないように記入すること。 後早を記入する場合は、例えば□□□□□のようにお訪めて、また。 エ中を記入する場合は、例えば□履証□関□□のようにた始めて記入すること。
  - 6 図面「許可書号」の権力「大阪コード」の様は、現在許可を受けている行政庁について計画(一)の分類に投い、禁 当するコードを記入すること。

また、「昨日春日」及び「昨日年月日」の機は、明えば回回日 国国 個女は回 日月回 日日のように、カラムに 数字を担えすると当たってが収れカラムに(ロ」を記えすること。

なお、様なと以上の確認案の許可を受けている場合で許可挙月世が複数あるときは、そのうも最も古いものについて 記入すること。

- 6 「重更前:及び「変更後」の難は、三旦単項について変更に係る無分を対比させて影響すること。
- 丁 「変更年月日」の様は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 8 単独の内容が、主たる管理所含しくは能力る受集所において管理しようとする確認業又は紹たる管理所の条件者して ・ 世界有地に係る管理、協たる管理所の新位のしては原土以外の場合には、第二単の側出を寄しない。
- 9 国団「西手文は本典のフリガチ」の構は、カタカチで配入し、その数。確定又は平義ををます文字については、何えば同文に行のように1大字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリゴナは犯人しないこと。

19 [国 国 「費号又は名称」の確は、係入の報酬を表す文字については次の表の略号を用いること。

(IN)		ja,	Ð	(A)	逦	霰	
	11	H	篇	ū	居	Ð	D

H 10	陈·特
株式会社	(80)
HOM/SHORE	(40)
<b>分名公共</b>	(6)
企算企业	(病)
仓用食物	(8)
接用組合	(90)
協業組合	0.003
企業制企	(4)

- 11 国 国 「代表者又は個人の元名のフリガナ」の様は、カタカナで把と名の間に1カラム立けて加入し、その数、複音 又は中華書を表す文字については、何とは何又はFlo1うに1文字として振りこと。
- は 20 (代謝者又は個人の成名)の機は、延出者が私人の報合はその代謝者の異名を、個人の場合はその者の氏名を、 それぞれ何と本の間に1±ラム当けて記入すること。
- 13 国 [1] 「主たる資業所の所在地内10町村コード」直び国 [2] 「森たる資業所の所在地市以町村コード」の難は、都道的 高の数10億村付のコードブック (総務等編「金田地方公共団体コード」)による、資業所の所在する奇区町村の該当中 もコードを記入すること。

「福達府禁宅」及び「市区町村宅」には、それぞれ営業所の示化する相違府高名及び市区町村宅を記載すること。

- 日 日 7 資本金額の項は、足出者が個人の場合にのお記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の位人にあっては出資施額を記入し、長出者が個人の場合には記入しないこと。

- 17 「道藤先」の様は、この申請者又は節付書版を作成した者その他この申請の内容に任る質問等に応答できる者の氏名。 電話番号等を記載すること。
- 38 図 []「医分」の確は、次の分類に受い、誰当する数字をカテムに記入すること。
  - 「1. 背質しようとする線貨要又は優たる対象例の所在地の変更」・・・読に許可を受けて管む地設策の機関を変更 する場合及び延える背電所の所在地を変更 する場合
  - 「3、従たる官業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合
  - 「4、従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3、従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を直加するとともに、「4、従たる営業所の廃土」により変更約の名称の当該営業所を廃止すること。

19 図 図及び図 図「営業しようとする除設業」の構は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、 次の表の ( ) 内に示された略号のカラムに記入すること。

土水工事業 (土)	斜視边的工事業 (前)	<b>药贮除工字里</b> (約)
<b>商购工事業 (地)</b>	<b>銀筍工事業 (佐)</b>	地知进位工事業(語)
大工工事業 (大)	证据工事業 (12)	造第工事業(第)
左宮工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	煮く井工事業 (井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業 (核)	建贫工事業(具)
在工事集(石)	ガラス工事業 (ガ)	水道路段工事業 (水)
見根工事業 (限)	他領工事業(後)	同防施設工事業 (消)
电风工序集 (電)	防水工事業 (店)	<b>请所施权工事業 (清)</b>
管工事業(管)	内質仕上工事要 (内)	BALLEN COCKETS
タイル・れんが・プロフタ工事変(タ)	機械製具投資工事業 (推)	

20 副団の変更が従たる食業所の所在市、電話番号、食業しようとする建設業の変更の場合においては、8 回「能たる食業所の名称」の機に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」機の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

## 別記様式第二十二号の三中

- 「(1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなつた
  - (2) 経営業務の管理責任者を削除した
  - (3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた
  - (4) 専任の技術者を削除した
  - (5) 欠格要件に該当するにいたつた」を
- 「(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなつた
  - (2) 経営業務の管理責任者を削除した

- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた
- (4) 専任の技術者を削除した
- (5) 欠格要件に該当するに至つた」に改め、

### 「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」を

「地方整備局長

北海道開発局長

知事殿」に、

「(1) 法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合」を「(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者〕を満たさなくなつた場合」に、「(3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなつた場合」を「(3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合」に、「(5) 法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合」を「(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合」に改め、同様式記載要領5中「建設業法施行規則」を削る。

別記様式第二十二号の四中

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」を

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」に改め、同様式記載要領5中「建設業法施行規則」を削る。

別記様式第二十五号の二備考1中「記入」を「記載」に改める。

別記様式第二十五号の四中	Г	電話番号	J	を	Г	電話番	号	」に改	め、
同様式記載要領8中「 0	6	- 9	4		2	-	1	1	4
1 」の次に「 」を加え	- \								
同様式記載要領 10 中「建築士)	去」	の次に「(昭	和 25	年法	律第	202 号)	」を	、「技	術士
法」の次に「(昭和 58 年法律領	第 25	5号)」を加え	る。						
別記様式第二十五号の六中	Г	電話番号	J	を	Г	電話番	号	」に改	ばめ、
同樣式記載要領8中「0	6	- 9	4		2	-	1	1	4
1 」の次に「 」を加え	٠,								
同樣式記載要領 10 中「建築士活	去」	の次に「(昭	和 25	年法	律第	202 号)	Jē	:、「技	術士
法」の次に「(昭和 58 年法律第	第 25	5号)」を加え	こる。						

別記様式第二十五号の八記載要領1中「建設業法施行規則」を削り、同様式記載要領2及び3中「記入」を「記載」に改め、同様式記載要領5中「について記入」を「について記載」に改め、同様式記載要領6及び7中「記入」を「記載」に改め、同様式記載要領8中「により記入」を「により記載」に改め、同様式記載要領9、10及び13から18中「記入」を「記載」に改め、同様式記載要領19中「記入すること」を「記載すること」に、「記入を」を「記 載を」に、「記入すべき」を「記載すべき」に改め、「(平成17年法律第86号)」を削り、同様式記載要領20中「記入すること」を「記載すること」に、「記入を省略」を「記載を省略」に改め、同様式記載要領21中「記入」を「記載」に改める。

別記様式第二十五号の十一中

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿 」を

## 「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」に、「次に記入すること」を「次に記載すること」に、

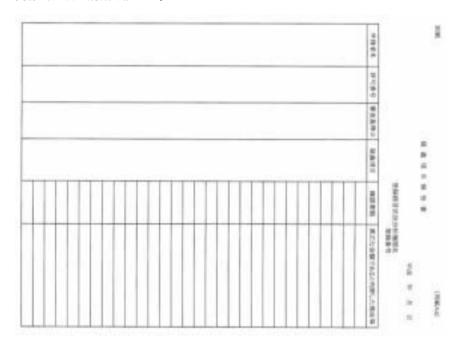
「連絡先

所属等		氏名
電話番号	」を	
「連絡先		
所属等	氏名	

ファックス番号 」に改め、 雷話番号 同様式記載要領2中「建設業法施行規則」を削り、同様式記載要領21中「(平 成 17 年法律第86号)」を削り、同様式記載要領24中「記入」を「記載」に 改め、同様式別紙一中「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査 対象事業年度」を「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事 業年度及び前々審査対象事業年度」に改め、同様式別紙一記載要領4中「直前 2年の審査対象事業年度ごとに完成丁事高を記入すること」を「直前2年の審 査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること」に、「直前 2 年の審査対象 事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること」を「直前 2 年の審査対象事業 年度ごとに元請完成丁事高を記載すること」に改め、同様式別紙二記載要領6 中「建設業法」を「法」に改め、同様式別紙二記 載要領7中「記入」を「記 載」に改め、同様式別紙三記載要領5(3)中「所得税法施行令」の次に「(昭 和 40 年政令第 96 号)」を加え、同様式別紙三記載 要領 5 ( 5 ) 中「法人税 法」の次に「(昭和40年法律第34号)」を加え、同様式別紙記載要領8中「公 共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」 の次に「(平成 12 年法 律第127号)」を加える。

別記様式第二十五号の十三備考1中「記入」を「記載」に改める。

を「国土交通大臣 殿」に改め、同様式記載要領中「記入」を「記載」に改め、 同様式に次の別紙を加える。



### 附 則

この省令は、平成二十年十一月二十八日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定、別記様式第三号の改正規定、別記様式第四号の改正規定、別記様式第十三号の改正規定、別記様式第十三号の改正規定、別記様式第十七号の三記載要領3及び6の改正規定、別記様式第十七号の三記載要領第2の4の改正規定、別記様式第二十号の改正規定、別記様式第二十二号の二から別記様式第二十二号の四の改正規定、別記様式第二十五号の二備考1の改正規定、別記様式第二十五号の六の改正規定、別記様式第二十五号の六の改正規定、別記様式第二十五号の六の改正規定、別記様式第二十五号の六の改正規定、別記様式第二十五号の六の改正規定、別記様式第二十五号の十一の改正規定、別記様式第二十五号の十一の改正規定、別記様式第二十五号の十一の改正規定、別記様式第二十五号の十三備考1の改正規定、並びに別記様式第二十五号の十四の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う国土交通省関係 省令の整備に関する省令 平成二十年十二月一日 国土交通省令第97号 第二条 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のよう に改正する。

第十七条の十五第一項第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づいて設立された公益法人(以下単に「公益法人」という。)」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同条の表中

Г	社団法人日本建設機械化協会	東京都港区芝公園三丁目五番八号	二級建設機械施 工技術研修の修 了試験	1	を
Г	社団法人日本建設機 械化協会(昭和二十 五年八月十八日に社 団法人日本建設機械 化協会という名称で 設立された法人をい う。以下同じ。)	東京都港区芝公園三丁目五番八号	二級建設機械施 工技術研修の修 了試験	J	IC.
г	財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	二級土木施工管 理技術研修の修 了試験	L	を
г	財団法人全国建設研修センター(昭和三十七年四月七日に財団法人全国建設研修センターという名称	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	二級土木施工管 理技術研修の修 了試験	J	IZ,

財団法人建設業振興 東京都港区虎ノ門四丁目   二級建築施工管 理技術研修の修 了試験   東京都港区虎ノ門四丁目   三級建築施工管 理技術研修の修 了試験   東京都港区虎ノ門四丁目   二級建築施工管 理技術研修の修 了試験   「 建設業振興基金という名称で設立された 法人をいう。以下同 じ。)		で設立された法人をいう。以下同じ。)					
基金(昭和五十年七 月十六日に財団法人 「建設業振興基金とい う名称で設立された 法人をいう。以下同	Г			理技術研修の修	J	を	
		基金(昭和五十年七月十六日に財団法人 建設業振興基金という名称で設立された 法人をいう。以下同	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	理技術研修の修		Ţ	ıc

第十七条の十七第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。 第十七条の三十四の表中

東京都千代田区二番町三番 財団法人建設業技術 昭和六十三年七 地 を 月十一日 者センター 財団法人建設業技術|東京都千代田区二番町三番 昭和六十三年七 者センター(昭和六 地 月十一日 十三年六月一日に財 15 団法人建設業技術者 センターという名称 で設立された法人を

いう。)		
改める。		

第十七条の三十五第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

国総建第177号

平成 20 年 10 月 8 日

各地方整備局建政部長等あて (都道府県知事主管部局長あて 参考送付)

国土交通省総合政策局建設業課長

建築士法等の一部を改正する法律等の施行について

平成 18 年 12 月 20 日付けで公布された建築士法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 114 号)により建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の改正が行われ、建設工事紛争審査会におけるあっせん・調停手続に係る時効中断手続等に係る部分については平成 19 年 4 月 1 日から施行されたところであり、その他の部分については本年 11 月 28 日より施行される。

あわせて、本年 5 月 23 日付けで公布された建築士法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 186 号)により建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)の改正が行われるとともに、本年 10 月 8 日付けで公布された建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年国土交通省令第 84 号)により建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)についても改正が行われた。施行令及び施行規則については、本年 11 月 28 日より施行される(改正施行規則のうち、別記様式の改正に係る部分については平成 21 年 4 月 1 日より施行)。

ついては、本法及び上記の関係法令の施行に当たっては、下記の点について遺漏のないよう取り計られたい。

### 1. 一括下請負の全面禁止の対象工事について

建設業法第22条第3項の改正により、建設業者は、平成20年11月28日 以降に請け負った共同住宅を新築する建設工事について、元請人があらかじめ 発注者の書面による承諾を得た場合であっても、一括して他人に請け負わせて はならないこととされた。

なお、長屋は、共同住宅には含まれないことに留意されたい。長屋であるか、共同住宅であるかは、建築基準法第6条の規定に基づき申請し、交付される建築物の確認済証(建築確認申請書及び添付図書を含む。)により判別することが可能である。

### 2.技術者の専任の必要な工事について

(1)公共性のある施設又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事として建設業法施行令第27条第1項に規定する工事については、従前より工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置くことを求めてきたところである。今般、建設業法第26条第4項の改正により、監理技術者の専任を要する民間工事についても、公共工事の場合と同様に、当該監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者から選任しなければならないこととされた。

なお、1.で述べたとおり、長屋は、共同住宅とは区分されており、専任の技術者の配置が必要な工事とはならないことに留意されたい。

(2)建設業法施行令第27条第1項第3号に規定する事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの(以下「併用住宅」という。)について、併用住宅の請負代金の総額が5千万円以上(建築一式工事の場合)で

ある場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない(併用住宅全体の工事請負金額が5千万円未満(建築一式工事の場合)である場合には、主任技術者又は監理技術者の専任配置は必要ない。)。

事務所・病院等の非居住部分(併用部分)の床面積が延べ面積の1/2 以下であること。

請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた 併用部分に相当する請負金額が、専任要件の金額基準である5千万円未 満(建築一式工事の場合)であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第6条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。

### 3. 営業に関する図書について

建設工事は工事目的物の引渡し後に瑕疵をめぐる紛争が生じることが多く、その解決の円滑化を図るためには、これまで保存が義務付けられてきた帳簿及びその添付資料だけではなく、施工に関する事実関係の証拠となる書類を適切に保存することが必要である。このため、建設業法第40条の3の改正により、新たに営業に関する図書を保存しなければならないこととされた。

具体的には、建設業法施行規則第 14 条の 2 第 1 項に規定する作成特定建設業者は、次の(1)~(3)に掲げる図書を、その他の元請業者は、(1)及び(2)に掲げる図書を、目的物の引渡しをした時から 10 年間保存することが必要である。

(1)~(3)の図書は、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されることを条件として、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等による記録をもって代えることができる。

## (1)完成図

建設工事の種類や規模、請負契約の内容によっては、完成図を作成する場合もあれば、しない場合もあるものと考えられるが、作成した場合にあっては、 建設工事の目的物の完成時の状況を表した完成図を保存しなければならない。

完成図としては、例えば、土木工事であれば平面図・縦断面図・横断面図・ 構造図等、建築工事であれば平面図・配置図・立面図・断面図等が該当する。

なお、完成図が作成される場合としては、 請負契約において建設業者が 作成することが求められている場合、 請負契約に定めはないが建設業者が建 設工事の施工上の必要に応じて作成した場合、 発注者から提供された場合等 が考えられる。

### (2)発注者との打合せ記録

建設工事を進めていくに当たっては、工事内容の確認・変更、発注者からの工事方法に関する具体的な指示、建設業者からの工事方法の提案等の様々な目的で当事者間で打合せが行われるものと想定される。こうした打合せの記録を作成している場合にあっては、建設工事の施工の過程を明らかにするため、その保存を義務付ける。

工事目的物の瑕疵をめぐる紛争の解決の円滑化に資する資料を保存するという観点から、保存が必要な打合せ記録の範囲は、打合せ方法(対面、電話等)の別による限定はしないが、当該打合せが工事内容に関するものであり、かつ、当該記録を当事者間で相互に交付した場合に限ることとする。

なお、いわゆる「指示書」「報告書」等についても、その名称の如何を問わず、当該記録が工事内容に関するものであって、かつ、当事者間で相互に交

付された場合には、保存義務の対象となることに留意されたい。

## (3)施工体系図

作成特定建設業者にあっては、建設業法第24条の7第4項の規定に基づき 作成される建設工事における各下請人の施工の分担関係を表示した施工体系 図の保存を義務付ける。施工体系図は工期の進行により変更が加えられる場合 が考えられるが、保存された施工体系図により、重層化した下請け構造の全体 像が明らかとなるようにしなければならない。

(以 上)